附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

（検討）

2　政府は、この法律の施行後適当な時期において、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
環境大臣　望月　義夫

貿易保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年七月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第五十九号

貿易保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律

（貿易保険法の一部改正）

第一条　貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「独立行政法人日本貿易保険」を「株式会社日本貿易保険」に、「第七条」を「第六条」に、「第八条―第十二条」を「第七条―第十一条」に、「第三節　業務等（第十三条―第十八条）　第四節　雑則（第十九条―第二十一条）」を「第三節　業務（第十二条―第十六条）　第四節　財務及び会計（第十七条―第三十条）　第五節　雑則（第三十一条―第三十八条）」に、「第二十二条―第二十六条」を「第三十九条―第四十三条」に、「第二十七条―第三十条」を「第四十四条―第四十七条」に、「第三十一条―第三十三条」を「第四十八条―第五十条」に、「第三十四条―第三十六条」を「第五十一条―第五十三条」に、「第三十七条―第三十九条」を「第五十四条―第五十六条」に、「第四十条―第四十四条」を「第五十七条―第六十一条」に、「第四十五条―第四十八条」を「第六十二条―第六十五条」に、「第四十九条―第五十一条」を「第六十六条―第六十八条」に、「第五十二条・第五十三条」を「第六十九条・第七十条」に、「第五十四条―第五十六条」を「第七十一条―第七十三条」に、「第四章　政府の再保険（第五十七条―第六十一条）」を「第四章　罰則（第七十四条―第七十七条）」に改める。

第二条第十八項中「若しくは外国人が行う」の下に「本邦法人若しくは本邦人若しくは」を、「発行される」の下に「本邦法人若しくは」を、「当該資金に充てられる」の下に「本邦法人若しくは本邦人若しくは」を加え、同項ただし書中「外国法人又は外国人が行う」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一　外国法人又は外国人が行うもの

二　本邦法人又は本邦人に対する本邦外において行う事業に必要な資金に係るもの

第二章の章名を次のように改める。

第二章　株式会社日本貿易保険

第三条及び第四条を削る。

第五条の見出しを「（会社の目的）」に改め、同条中「独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」を「株式会社日本貿易保険（以下「会社」に改め、「効率的かつ効果的に」を削り、「とする」の下に「株式会社とする」を加え、同条を第三条とし、同条の次に次の二条を加える。

（株式の政府保有）

第四条　政府は、常時、会社の発行済株式の総数を保有していなければならない。

（政府の出資）

第五条　政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、会社に出資することができる。

2　会社は、前項の規定による政府の出資があつたときは、会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百四十五条第二項の規定にかかわらず、当該出資された額の二分の一を超える額を資本金として計上しないことができる。この場合において、同条第一項中「この法律」とあるのは、「この法律又は貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）」とする。

第五条の二を削る。

第六条を次のように改める。

（商号の使用制限）

第六条　会社でない者は、その商号中に株式会社日本貿易保険という文字を使用してはならない。

第二章第二節の節名を削る。

第七条を次のように改める。

（役員等の選任及び解任等の決議）

第七条　会社の役員等（取締役、執行役及び監査役をいう。以下同じ。）の選任及び解任の決議は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2　会社の代表取締役又は代表執行役の選定及び解職の決議は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第七条の前に次の節名を付する。

第二節　役員及び職員

第八条及び第九条を次のように改める。

（役員等の欠格条項）

第八条　政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、会社の役員等となることができない。

（役員等の兼職禁止）

第九条　会社の役員等（非常勤の者を除く。以下この条において同じ。）は、会社以外の営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、経済産業大臣が役員等としての職務の執行に支障がないものと認めて承認したときは、この限りでない。

第十条を削る。

第十一条の見出しを「（役員等、会計参与及び職員の秘密保持義務）」に改め、同条中「日本貿易保険の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者」を「会社の役員等、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員。次条において同じ。）及び職員」に改め、同条に後段として次のように加える。

これらの者がその職を退いた後も、同様とする。

第十一条を第十条とする。

第十二条の見出しを「（役員等、会計参与及び職員の地位）」に改め、同条中「日本貿易保険の役員」を「会社の役員等、会計参与」に改め、同条を第十一条とする。